

次期瀬戸市将来計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

次期瀬戸市将来計画策定支援業務

2 業務の目的

本市では、現行の「第6次瀬戸市総合計画」（以下、「現行計画」という。）の計画期間が令和8年度をもって終了することから、本市のまちづくりの新たな指針となる「次期瀬戸市将来計画」（以下、「次期計画」という。）を策定する。

次期計画の策定にあたっては、社会情勢の変化や本市の現状、課題を踏まえるとともに、幅広く市民の意見やニーズを取り入れる必要がある。また、策定に必要な各種データの収集分析等を適切に行う必要もあり、豊富な経験と高い専門性を有する事業者の本業務を委託することで、効果的かつ効率的に次期計画の策定に取り組むことを目的とする。

3 業務の内容

別添「次期瀬戸市将来計画策定支援業務 仕様書」のとおり

4 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 委託金額の上限額

17,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度の支払上限額は次のとおりとする。

令和6年度： 1,000,000円

令和7年度～8年度：合計16,800,000円

6 選定方法

競争性を確保するとともに、本市の地域特性等を踏まえた企画提案能力及び業務遂行能力を有し、本業務を着実に遂行することができる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により契約候補者として選定する。

7 参加資格要件

本プロポーザルへの参加には、次に掲げる要件をすべて満たしていることを必要とする。なお、委託契約締結までに要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本プロポーザルの参加表明書・提案書の提出期限までに、令和6・7年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加者名簿に大分類03「役務の提供等」中分類07「調査

委託」が登録されている者であること。

- (3) 本プロポーザルの参加表明書・提案書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本プロポーザルの参加表明書・提案書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。
- (7) 過去5年以内に地方公共団体の総合計画の策定支援業務を直接受託し、かつその履行をした実績を有していること。

8 公募スケジュール

| No. | 項目 | 日程 |
|-----|-----------------------|-----------------|
| 1 | 公募開始 (市ホームページへの掲載) | 令和6年 9月 9日(月) |
| 2 | 質問受付期限 | 令和6年 9月17日(火) |
| 3 | 質問に対する回答 | 令和6年 9月20日(金) |
| 4 | 参加表明書・企画提案書等の提出期限 | 令和6年10月11日(金) |
| 5 | プレゼンテーションの実施 | 令和6年10月28日(月) |
| 6 | 審査結果の通知 | 令和6年10月29日(火)以降 |
| 7 | 契約の締結 | 令和6年12月 2日(月)予定 |

9 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式1）に必要事項を記載し、以下のメールアドレス宛に提出すること。なお、電話及び口頭での質問は受け付けない。

メールアドレス：keieichosei@city.seto.lg.jp

(2) 受付期限

令和6年9月17日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年9月20日(金)までに、質問及び回答の内容を市ホームページで公表する。その際、質問者名は公表しない。

10 参加表明書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類

| No. | 書類 | 様式 | 提出上の留意点 |
|-----|---------|------|---------------------------|
| 1 | 参加表明書 | 様式2 | 原本1部 |
| 2 | 会社概要書 | 様式3 | 原本1部 |
| 3 | 業務実績 | 様式4 | 9部 |
| 4 | 業務実施体制表 | 様式5 | 9部 |
| 5 | 配置予定者調書 | 様式6 | 9部 |
| 6 | 企画提案書 | 様式7 | 9部（企画提案書作成要領を参考の上、作成すること） |
| 7 | 見積書 | 任意様式 | 原本1部 |

(2) 提出期限

令和6年10月11日(金)午後5時（必着）

(3) 提出方法

No.1～7を1部ずつ1セット、No.3～6を1部ずつ8セットにまとめ、瀬戸市役所経営戦略部政策推進課（北庁舎4階）へ郵送または持参

11 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時

令和6年10月28日(月)午前10時～（※時間等は別途連絡）

(2) 実施場所

瀬戸市役所4階 大会議室（瀬戸市追分町64番地の1）

(3) 時間構成

1提案者につき、プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分以内とする。

(4) その他

- ・出席者は3名以内とし、説明は本業務の主担当者が主に行うものとする。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容と逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。
- ・プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコン等その他必要機材は提案者で用意すること。

12 審査

提出書類及びプレゼンテーションにより、以下の評価基準に基づき審査を行い、評価が最も高い提案者を契約候補者、次に高い提案者を次点者として選定する。最も高い提案者が2事業者以上の場合は、委員の協議によって決定する。なお、各委員の評価点数の合計が満点の100分の60未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(1) 評価基準

| 評価項目 | 視点 | 配点 |
|----------------|---|-----|
| 企画提案【50点】 | | |
| 1 業務理解度 | 本業務の目的や「次期瀬戸市将来計画策定方針（案）」の内容等を理解した上での提案となっているか。 | 15 |
| 2 提案の魅力度 | 本市の地域特性等を踏まえた効果的で魅力ある提案となっているか。 | 20 |
| 3 提案の実現性 | 実現性のある提案となっているか。 | 15 |
| プレゼンテーション【20点】 | | |
| 4 説明・表現力 | 提案内容について、端的かつ的確で分かりやすい説明となっているか。 | 10 |
| 5 対応力 | 質疑に対する回答が簡潔明瞭であり、適切な対応となっているか。 | 10 |
| 業務体制【20点】 | | |
| 6 実施体制 | 本業務を実施するために、必要な人員・執行体制が整っているか。 | 10 |
| 7 業務実績 | 過去5年以内に、同様の業務を履行した実績があり、本業務の履行能力を有しているか。 | 10 |
| 見積金額【10点】 | | |
| 8 提案見積金額 | (応募者内での最低提案見積金額/提案見積金額) × 10点 ※ 小数点以下は四捨五入 | 10 |
| 合計 | | 100 |

(2) 審査結果の通知

プレゼンテーション終了後、令和6年10月29日(火)以降、速やかに提案者全員に通知する。

13 契約

- (1) 契約候補者の企画提案に基づき、本市と契約候補者が協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結する。
- (2) 契約候補者が本実施要領で定める参加資格要件を満たさないことが判明した場合、提出書類、プレゼンテーションにおける説明に虚偽があることが判明した場合等、契約候補者と契約締結をすることが相当でない場合には、契約候補者と契約を締結せず、次点者を契約候補者として協議を行う。

14 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え、再提出等は原則として認めない。また、提出書類は返還しない。
- (3) 評価、採点などの審査内容、審査過程及び審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

15 問い合わせ・書類提出先

瀬戸市経営戦略部政策推進課（瀬戸市役所北庁舎4階）

担当：遠藤、岩木

住所 〒489-8701 瀬戸市追分町6 4番地の1

電話 0561-88-2521

E-mail keieichosei@city.seto.lg.jp